

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 27 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 8 号

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市児童福祉法施行細則（昭和 62 年瀬戸市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「省令」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「省令」という。） <u>並びに瀬戸市保育の実施に関する条例（昭和 62 年瀬戸市条例第 8 号）</u> の施行に関する事項を定めるものとする。
(助産及び母子保護に係る入所の手続) 第 4 条 <省略> 2 <省略>	(入所の手続) 第 4 条 <省略> 2 <省略> <u>3 法第 24 条第 2 項に規定する申込書は、保育所入所申込書（兼保育児童台帳）によるものとする。</u>
(助産及び母子保護に係る入所の依頼等) 第 5 条 福祉事務所長は、前条第 1 項の助産施設入所申込書 <u>又は同条第 2 項の母子生活支援施設入所申込書</u> を受理したときは、その適否を調査し、法第 22 条第 1 項の規定による助産の実施 <u>又は法第 23 条第 1 項の規定による母子保護の</u>	(入所の依頼等) 第 5 条 福祉事務所長は、前条第 1 項の助産施設入所申込書、 <u>同条第 2 項の母子生活支援施設入所申込書又は同条第 3 項の保育所入所申込書（兼保育児童台帳）</u> を受理したときは、その適否を調査し、法第 22 条第 1 項の規定による助

実施（以下「助産の実施等」という。）をする必要があると認めるときは、その入所させようとする児童福祉施設の長にその旨を依頼するものとする。省令第22条第6項の規定による入所の実施の申込みを勧奨する場合も同様とする。

2 <省略>

(助産の実施等の決定)

第6条 福祉事務所長は、前条第2項の規定によりその受託する旨の通知を受けたときは、助産施設入所承諾書又は母子生活支援施設入所承諾書により、助産の実施等をする必要がないと認めるときは、助産施設入所不承諾通知書又は母子生活支援施設入所不承諾通知書により、当該申込者又は省令第22条第6項の規定による入所の実施の申込みをする者若しくはその扶養義務者にその旨を通知するものとする。

(助産の実施等の解除等)

第7条 福祉事務所長は、助産の実施等を解除し、停止し、又は変更したときは、助産実施解除通知書又は母子保護実施解除通知書により、当該助産の実施等を受けた者（以下「入所者」という。）又はその扶養義務者及び当該入所者に係る児童福祉施設の長にその旨を通知するものとする。

(保育の利用の要請)

第7条の2 福祉事務所長は、法24条第3項の規定による利用の調整の結果、対象となる認定こども園（保育所であるものを含む。）の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対して、保育利用調整結果通知書により利用の要請を行うものとする。

(保育の措置の手続)

産の実施、法第23条第1項の規定による母子保護の実施又は法第24条第1項の規定による保育の実施（以下「保育の実施等」という。）をする必要があると認めるときは、その入所させようとする児童福祉施設の長にその旨を依頼するものとする。省令第22条第6項の規定による入所の実施の申込みを勧奨する場合も同様とする。

2 <省略>

(保育の実施等の決定)

第6条 福祉事務所長は、前条第2項の規定によりその受託する旨の通知を受けたときは、助産施設入所承諾書、母子生活支援施設入所承諾書又は保育所入所承諾書により、保育の実施等をする必要がないと認めるときは、助産施設入所不承諾通知書、母子生活支援施設入所不承諾通知書又は保育所入所不承諾通知書により、当該申込者又は省令第22条第6項の規定による入所の実施の申込みをする者若しくはその扶養義務者にその旨を通知するものとする。

(保育の実施等の解除等)

第7条 福祉事務所長は、保育の実施等を解除し、停止し、又は変更したときは、助産実施解除通知書、母子保護実施解除通知書又は保育実施解除（変更）通知書により、当該保育の実施等を受けた者（以下「入所者」という。）又はその扶養義務者及び当該入所者に係る児童福祉施設の長にその旨を通知するものとする。

第7条の3 福祉事務所長は、法第24条第5項又は第6項の規定による保育の委託の措置を採るに当たっては、あらかじめ、措置児童保育支援依頼書を委託を受ける施設の長に送付するとともに、当該措置を採ることを決定したときは、保育支援決定通知書を措置対象児童の保護者に送付しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の規定による保育の委託の措置を行った児童（以下「被保育措置者」という。）について、当該措置を変更することを決定したときは、保育支援変更決定通知書を被保育措置者の保護者に送付しなければならない。

3 福祉事務所長は、被保育措置者について、当該措置を解除することを決定したときは、保育支援終了決定通知書を被保育措置者の保護者に送付するとともに、保育支援終了通知書を委託を受けた施設の長に送付しなければならない。

(費用の請求)

第10条 児童福祉施設等の長は、法第51条第2号、第3号、第4号又は第5号に規定する費用の支払を求めるときは、月ごとの計算書を添付して請求書を市長に提出しなければならない。

(費用の徴収等)

第11条 市長は、入所者又は入所者の主たる扶養義務者（扶養義務者で入所者と生計を一にしている者をいう。以下同じ。）（以下「入所者等」という。）から、法第51条第2号、第3号、第4号又は第5号に規定する費用を法第56条第2項又は第3項の規定により徴収する。

(徴収額)

第12条 前条の規定により徴収する費用（以下「負担金」という。）の額（以下「徴収額」という。）は、助産施設及び母子生活支援施設に係るものにあつては別表に、保育の措置に係る

(費用の請求)

第10条 児童福祉施設の長は、法第51条第2号、第3号又は第4号に規定する費用の支払を求めるときは、月ごとの計算書を添付して請求書を市長に提出しなければならない。

(費用の徴収等)

第11条 市長は、入所者又は入所者の主たる扶養義務者（扶養義務者で入所者と生計を一にしている者をいう。以下同じ。）（以下「入所者等」という。）から、法第51条第2号、第3号又は第4号に規定する費用を法第56条第2項又は第3項の規定により徴収する。

(徴収額)

第12条 前条の規定により徴収する費用（以下「負担金」という。）の額（以下「徴収額」という。）は、助産施設及び母子生活支援施設に係るものにあつては別表第1に、保育所に係る

ものにあつては、児童の年齢及び保育時間に
応じ、瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則（平
成27年瀬戸市規則第9号）別表（2）及び（3）の
表に係る部分に限る。）に定める額とする。こ
の場合において、別表（2）中「法第19条第1項
第2号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用
教育を受ける子ども及び満3歳に到達した日の
属する年度中の子どもを除く。）」とあるのは
「年度の初日の年齢が3歳以上の児童」と、
「支給認定保護者の属する世帯の階層区分」と
あるのは「措置児童の属する世帯の階層区分」
と、「利用者負担額」とあるのは「徴収額」
と、同表（3）中「法第19条第1項第3号に掲げ
る小学校就学前子ども（満3歳に到達した日の
属する年度中の法第19条第1項第2号に掲げ
る小学校就学前子どもを含む。）」とあるのは
「年度の初日の年齢が3歳未満の児童」と、
「支給認定保護者の属する世帯の階層区分」と
あるのは「措置児童の属する世帯の階層区分」
と、「利用者負担額」とあるのは「徴収額」
と、備考1中「特定教育・保育等の利用を開始
した日」とあるのは「措置児童が入所した日」
と、備考9中「法第19条第1項第2号及び第
3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者
負担額は、」とあるのは「措置児童の入所に係
る徴収額は、」と、「利用者負担額」とあるの
は「徴収額」と、備考10中「法第19条第1
項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ど
もに係る利用者負担額は、」とあるのは「措置
児童の入所に係る徴収額は、」と、「利用者負
担額」とあるのは「徴収額」と、備考11中
「支給認定保護者の属する世帯の階層区分の認
定については、その支給認定保護者に係る支給
認定子ども」とあるのは「措置児童の属する
世帯の階層区分の認定については、その措置児
童」と読み替えるものとする。

ものにあつては別表第2に定める額とする。

2 月の中途で、母子保護の実施又は保育の措置を開始し、解除し、変更し、又は停止した場合における当該月の徴収額は、前項の規定にかかわらず、当該月における当該母子保護の実施又は保育の措置の期間に応じ、母子生活支援施設に係るものにあつては別表に、保育の措置に係るものにあつては前項の規定による読み替え後の瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則別表 ((2)及び(3)の表に係る部分に限る。)に定める額について日割により算定した額とする。

(負担金の納付)

第15条 負担金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間に納付しなければならない。ただし、納期限が瀬戸市の休日を定める条例（平成3年瀬戸市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後最初に到来する市の休日でない日をもってその期限とする。

(1) <省略>

(2) 母子生活支援施設及び保育の措置 母子保護の実施又は保育の措置を受ける日の属する月の初日から10日までの期間。ただし、月の中途で母子保護の実施又は保育の措置を受ける場合にあつては、当該母子保護の実施又は保育の措置を受ける日の初日から10日を経過する日までの期間

(放課後児童健全育成事業の開始届出)

第16条の2 法第34条の8第2項に規定にする放課後児童健全育成事業を行う際の届出は、放課後児童健全育成事業開始届によるものとする。

(放課後児童健全育成事業の変更届出)

第16条の3 法第34条の8第3項に規定する放課後児童健全育成事業の変更に係る届出は、放課後児童健全育成事業変更届によるものとする。

2 月の中途で、保育の実施等（助産の実施に係るものを除く。以下この項及び第15条において同じ。）を開始し、解除し、変更し、又は停止した場合における当該月の徴収額は、前項の規定にかかわらず、当該月における当該保育の実施等の期間に応じ、母子生活支援施設に係るものにあつては別表第1に、保育所に係るものにあつては別表第2に定める額について日割により算定した額とする。

(負担金の納付)

第15条 負担金は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる期間に納付しなければならない。ただし、納期限が銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項第3号に規定する日となるときは、その翌々日を納期限とする。

(1) <省略>

(2) 母子生活支援施設及び保育所 保育の実施等を受ける日の属する月の1日から10日までの期間。ただし、月の中途で保育の実施等を受ける場合にあつては、当該保育の実施等を受ける日の初日から10日を経過する日までの期間

(放課後児童健全育成事業の廃止等届出)

第16条の4 法第34条の8第4項に規定にする放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止に係る届出は、放課後児童健全育成事業廃止(休止)届によるものとする。

別表(第12条関係)

<省略>

備考 <省略>

別表第1(第12条関係)

<省略>

備考 <省略>

別表第2(第12条関係)

入所児童の属する世帯の 階層区分		保育料(月額)		
		3歳未 満児	3歳児	4歳以 上児
A	生活保護法による被 保護世帯(単給世帯 を含む。)及び中国 残留邦人等の円滑な 帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関 する法律による支援 給付受給世帯(中国 残留邦人等の円滑な 帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援 に関する法律の一部 を改正する法律(平 成25年法律第10 6号)附則第2条第 1項又は第2項の規 定によりなお従前の 例によることとされ た支援給付受給世帯 を含む。)	円 0	円 0	円 0
B ₁	A階 市町村民税非	0	0	0

	層及びD	課税世帯（母子世帯等）			
B ₂	階層を除き前年度	市町村民税非課税世帯（B ₁ 階層以外の世帯）	5, 0 0 0	3, 0 0 0	3, 0 0 0
C ₁	分の市町村民	市町村民税課税世帯（母子世帯等）	5, 0 0 0	3, 0 0 0	3, 0 0 0
C ₂	税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯（C ₁ 階層以外の世帯）	9, 0 0 0	7, 0 0 0	7, 0 0 0
D ₁	A階層を	5, 000円未満	11, 000	9, 000	9, 000
D ₂	除き前年分	5, 000円以上10, 000円未満	12, 000	11, 000	11, 000
D ₃	(1) 月から6	10, 000円以上25, 000円未満	16, 000	15, 000	15, 000
D ₄	月までの月分	25, 000円以上30, 000円未満	20, 000	19, 000	19, 000
D ₅	について、	30, 000円以上40, 000円未満	24, 000	23, 000	22, 000
D ₆	前々年分)	40, 000円以上80, 000円未満	27, 000	23, 000	22, 000

D ₇	の所	80,000	32,	26,	22,
	得税	円以上90,	000	000	000
	課税	000円未満			
D ₈	世帯	90,000	37,	26,	22,
	であ	円以上10	000	000	000
	つ	3,000円			
D ₉	て、	未満			
	その	103,00	43,	26,	22,
	所得	0円以上13	000	000	000
D ₁₀	税の	0,000円			
	額の	未満			
	区分	130,00	48,	26,	22,
D ₁₁	が次	0円以上17	000	000	000
	の区	0,000円			
	分に	未満			
D ₁₂	該当	170,00	51,	26,	22,
	する	0円以上20	000	000	000
	世帯	0,000円			
D ₁₂		200,00	54,	26,	22,
		0円以上	000	000	000

備考

- 1 この表の「3歳」及び「4歳」とは、それぞれその入所児童が入所した日の属する年度の初日における年齢をいう。
- 2 この表のC₁階層及びC₂階層における「市町村民税」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割及び同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとし、児童家庭局長通知の規定は適用するものとする。）をいう。

3 この表のD₁階層からD₁₂階層までの区分における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び児童家庭局長通知の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項

4 この表の「母子世帯等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 入所児童、その兄弟姉妹及びその父

母で、次のアからエまでのいずれかに該当する者（障害福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条各号及び第14条第3号に掲げる施設に入所している者は除く。）のいる世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

5 次の表の第1欄に掲げる就学前児童が保育所に入所している場合で同一世帯に兄又は姉（18歳到達年度の末日を経過していないものに限る。）が2人以上いるときは、上記の表の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額をその児童の保育料とする。

第1欄	第2欄
(1) B ₂ 階層からC ₂ 階層までの区分に該当する世帯に属する就学前児童	0円
(2) D ₁ 階層からD ₅ 階層までの区分に該当する世帯に属する就学	0円

前児童のうち3歳未満児	
(3) <u>D₆階層からD_{1,2}階層までの区分に該当する世帯に属する就学前児童のうち3歳未満児</u>	上記の表の保育料×0.5
<p>6 <u>B₂階層からD_{1,2}階層までの区分における同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）、特別支援学校幼稚部（学校教育法第76条第2項に規定する幼稚部をいう。）及び情緒障害児短期治療施設通所部（法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。）に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援（法第6条の2第2項及び第3項に規定する児童発達支援又は医療型児童発達支援をいう。）を利用している場合において、次の表の第1欄に掲げる就学前児童（前項に規定する児童を除く。）のうち、当該児童が保育所に入所している際には、上記の表の定めにかかわらず、第2欄により計算して得た額をその児童の保育料とする。</u></p>	
第1欄	第2欄
(1) <u>上記6に掲げる施設を利用している就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）</u>	上記の表の保育料
(2) <u>上記6に掲げる施設を利用している(1)以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人</u>	上記の表の保育料×0.5

	とする。)	
	(3) <u>上記6に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童</u>	<u>0円</u>
	<u>7 入所児童の属する世帯の課税階層区分による階層の認定については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）に係る課税額の合計により行う。</u>	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。